

第 3 6 回 農 地 部 会  
議 事 録

期 日

平成 2 9 年 7 月 1 1 日 開 会

平成 2 9 年 7 月 1 1 日 閉 会

米 沢 市 農 業 委 員 会

平成29年7月11日(火)午前9時30分 米沢市農業委員会第36回農地部会をJA山形おきたま米沢支店第1会議室に招集した。

出席委員(16名)

1番 吉田健二 委員	7番 中根友裕 委員	15番 伊藤精司 委員
2番 大橋久芳 委員	8番 高橋信夫 委員	16番 高橋秀治 委員
3番 佐藤健一 委員	9番 鈴木孝一 委員	17番 大野澤進 委員
4番 高橋祐弘 委員	10番 佐久間英之 委員	18番 石川正義 委員
5番 二宮啓一 委員	11番 上村貞義 委員	
6番 長谷部秀昭 委員	13番 菅野英一郎 委員	

欠席通告委員(2名)

12番 中村圭介 委員  
14番 安部輝雄 委員

遅刻通告委員(なし)

部会委員以外の出席委員(なし)

部会委員以外の出席者(なし)

会議に出席した事務局職員(6名)

事務局 長	町田 和利
事務局 長 補 佐 兼 農 政 振 興 主 査	目 崎 秀 也
農 地 主 査	戸 田 美 恵 子
主 査	水 谷 春 栄
主 査	仁 科 恭 浩
主 事	渡 部 史 紀

## 会議に付議した事項

- 報第 1 号 非農地証明の報告について
- 報第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対する許可処分について
- 議第 1 号 農地法第 18 条第 1 項第 2 号該当による同条第 6 項の通知について
- 議第 2 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について
- 議第 3 号 事業計画変更申請について
- 議第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議第 5 号 農用地利用集積計画について

開 会 午前9時30分

議 長 36回目を迎えることができました。まことにありがとうございました。  
また、新たな体制で総会制、今まで農業委員会、部会制をとってきたわけですが、その歴史に幕を閉じ、新たな総会制移行というようなことで、皆様方の今後の活躍など、大変なものがあると思いますが、スムーズな移行をお願いしたいものです。

では、早速部会のほう進めさせていただきます。

それでは、ただいまより第36回農地部会を開催いたします。

初めに、「農業委員憲章」の唱和をお願いします。発声は18番 石川正義委員をお願いいたします。

(唱和)

本日、中村委員、公務のため欠席、安部輝雄委員、体調不良のため欠席というようなことで、本日の出席委員は18名中16名であります。去る7月6日に通知しました第36回農地部会は成立いたしました。

今回の議事録署名委員には、9番 鈴木孝一委員、10番 佐久間英之委員を指名いたします。

早速議事に入りますが、その前に議案の訂正や議事運営について事務局からありませんか。

戸田農地主査 (挙手)

議 長 戸田主査。

戸田農地主査 議案の訂正が1カ所ございます。議第2号の5ページになります。受理番号47番をごらんください。〇〇〇〇さんの世帯構成のところですが、農業従事者が「0人」となっておりますので、こちらは「1人」というふうな訂正をお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、報第1号 非農地証明の報告について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 報第1号 非農地証明の報告について。下記の土地につきまして、農地及び採草放牧地のいずれでもないことを証明いたしましたので報告いたします。

受理番号13号から20号までの計8件です。田4筆 1, 081㎡、畑6筆 1, 371㎡、合計10筆 2, 452㎡でございます。

受理番号13号 申請人 〇〇〇〇、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から宅地への転用です。転用年月日は平成5年頃です。申請理由は、平成5年頃より、駐車場として利用

しているためです。

受理番号14号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和60年頃です。申請理由は、昭和60年頃より、駐車場として利用してきたためです。

受理番号15号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から公道への転用です。転用年月日は昭和49年頃です。申請理由は、昭和49年10月頃より、道路の一部として利用しているためです。

受理番号16号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和45年頃です。申請理由は、昭和45年頃より、貸家を建築し宅地として利用してきたためです。

受理番号17号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から原野への転用です。転用年月日は平成5年頃です。申請理由は、平成5年頃より、耕作しておらず原野となっているためです。

受理番号18号 申請人 ○○○○、△△△△、○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から雑種への転用です。転用年月日は昭和62年頃です。申請理由は、昭和62年頃、埋め立てを行い農地でなくなっているためです。

受理番号19号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。畑から宅地への転用です。転用年月日は昭和29年頃です。申請理由は、昭和29年4月頃、製材工場を建築し宅地として利用しているためです。

受理番号20号 申請人 ○○○○、所有者も同一であります。土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。田から原野への転用です。転用年月日は昭和52年頃です。申請理由は、昭和52年より、耕作しておらず原野となっているためです。

以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第1号 非農地証明の報告について、を終わります。

次に、報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお

願います。

渡部主事  
議長  
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について。このことについて、下記のとおり処分したので報告いたします。

米沢市農業委員会農地部会における農地転用許可案件。4月部会での農地法第5条第1項の案件について、山形県農業会議に諮問し、許可相当との答申を受け、平成29年6月20日付で許可しましたので、ご報告いたします。

農地法第5条5号の1件でございます。よろしく願いいたします。

議長  
全委員  
議長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。

なし。

ないので、報告事案でもありますので、以上で報第2号 農地法第5条第1項の規定による申請に対する許可処分について、を終わります。

次に、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明をお願いします。

水谷主査  
議長  
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について。このことについて、農地の賃貸借の合意による解約が成立したと下記のとおり通知があったので、その確認を得るため委員会のほうに付議いたします。

受理番号19号から29号までの計11件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積、田20筆 32,468.00㎡、畑0、合計同様でございます。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号21号 貸人 ○○○○、相続人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号28号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

受理番号29号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長  
全 委 員  
議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。  
なし。

ないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおり確認することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、議第1号 農地法第18条第1項第2号該当による同条第6項の通知について、議案書のとおりであることを確認いたしました。

次に、議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について、を議題といたします。

それでは、受理番号38号から51号までを上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

水谷主査  
議 長  
水谷主査

(挙手)

水谷主査。

議第2号 農地法第3条第1項の規定による許可について。下記農地について、農地法第3条第1項の許可申請があったので、その可否を求めため、委員会に付議いたします。

受理番号38号から51号までの計14件です。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。筆数及び地積、田45筆 49, 538.04㎡、畑21筆 4, 928.00㎡、計66筆 54, 466.04㎡です。

受理番号38号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金の受給のための使用貸借です。

受理番号39号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積に

つきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金の受給のための使用貸借です。

受理番号40号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号41号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号42号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号43号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号44号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金の受給のための賃貸借です。

受理番号45号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金の受給のための賃貸借です。

受理番号46号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金の受給のための使用貸借の再設定です。

受理番号47号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号48号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

受理番号49号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による賃貸借です。

受理番号50号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は経営委譲年金の受給のための使用貸借です。

受理番号51号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。申請事由は相手方の要望による売買です。

以上、ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。

それでは、受理番号38号。

10番

(佐久間英之委員 挙手)

議 長

佐久間委員お願ひします。

- 10番 佐久間です。  
38号と45号と47号について説明をさせていただきます。  
38号につきまして、〇〇〇〇さん、△△さん親子でありまして、〇〇さんの年金受給のためというようなことで、問題ありません。  
45号であります、これも〇〇さんの年金受給のためというようなことで、△△さんにとということ、△△さんにお話を聞いてまいりました。問題はありません。  
47番であります、〇〇〇〇さんから△△△△さんへということ、売買でありますけれども、〇〇さんが経営の縮小というようなことで、両者お話をしまして、合意というようなことで売買というようなことになったようであります。問題ないと思われま。以上です。
- 議 長  
4 番 (高橋祐弘委員 挙手)  
議 長 高橋委員。  
4 番 4番 高橋です。  
受理番号39号と43号についてご説明申し上げます。  
39号については、手塚隆委員の調査区になっております。手塚委員のお話によりますと、〇〇さん、△△さん親子でありまして、経営委譲年金受給のための使用貸借ということで報告を受けております。  
43号につきましては、7月3日の日に〇〇〇〇さん宅をお訪ねしてお話を聞いてきました。〇〇さん、△△さん親子間で経営委譲年金受給のための使用貸借の再設定ということで、耕作もされていますし、問題ないと思われま。よろしくお願ひします。
- 議 長  
2 番 (大橋久芳委員 挙手)  
議 長 大橋委員。  
2 番 2番 大橋です。  
40と41号ご説明申し上げます。  
これは佐藤利夫委員の案件でございますが、農事相談の折、説明を受けましたのでご報告申し上げます。  
見てわかるとおり、〇〇さんと△△さん、おのおの貸し借りというような形になっております。おのおの隣接する田んぼをお互いに貸し借りして、自分の田の脇の田を耕作したいというようなことのようなようです。特に問題ないということでしたので、よろしくお願ひいたします。
- 議 長  
9 番 (鈴木孝一委員 挙手)

議 長  
9 番

鈴木委員。

42号につきまして報告させていただきます。

〇〇さんと△△△△さんにつきまして、〇〇さんは△△△△さんの姪っ子になるわけですが、住まいが山形というようなことで、こちらに来ての作業なり管理が難しいために、〇〇〇〇氏に求めてもらうようなことでの話でございまして、何ら差し支えないと判断されました。

48号ですが、これにつきましては、遠藤委員の調査内容を報告させていただきますが、相談日のときに〇〇氏の納屋の北側に△△さんの畑がございまして、集じんとか乾燥機のごみ等のちょうど出るというようなことで、栽培に適さないために〇〇氏がこの土地を求めるといようなことでの内容報告でございますので、報告します。

続きまして、49号になりますが、これにつきましては、〇〇〇〇さんという方が施設のほうに入居しておりまして、畑の管理ができないというようなことから、△△△△さん、新規就農で畑栽培等に頑張っておる人に紹介し、こちらの畑を耕作していただくことに話が進み、報告させていただく機会になりましたので、何ら支障ないと判断されますので、ご審議方よろしくお願ひします。以上でございます。

議 長  
3 番  
議 長  
3 番

44号。

(佐藤健一委員 挙手)

佐藤委員。

3番 佐藤です。

44号と51号をご説明申し上げたいと思います。

44号については、〇〇〇〇さんの年金受給のための賃貸借ということで、過日、△△君にお話をお伺いしました。特に〇〇地内の農地ということで、問題ないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、51号になりますけれども、〇〇〇〇さんから△△△△さんが深水の田んぼを1枚購入するといようなことで、この3条での売買については、後で5条案件で出てきますけれども、それとの絡みで〇〇〇〇さんが田んぼを取得したいといようなことだそうです。特に問題ないかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長  
6 番  
議 長  
6 番

46号。

(長谷部秀昭委員 挙手)

長谷部委員。

6番 長谷部です。

46号と50号を説明いたします。

46号〇〇〇〇さん、△△さん親子関係になります。経営委譲年金受給のための使用貸借再設定、問題はありません。継続して農業やっています。

50号安部賢二委員の調査になります。〇〇さん、△△さん親子なそうです。経営委譲年金受給のための使用貸借ということで、問題ないということでありました。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、受理番号38号から51号までについて、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号38号から51号までについて、許可することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号38号から51号までについて、許可することに決定いたしました。

次に、議第3号 事業計画変更申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号5号から6号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事 (挙手)

議長 渡部主事。

渡部主事 議第3号 事業計画変更申請について。下記のとおり事業計画を変更したいと申請があったので、農業委員会に付議いたします。

受理番号5号 許可 平成26年8月28日付、指令農委第27号で農地法第5条の許可を得ております。当初計画者 住所 米沢市〇〇〇〇 △△△△ 代表取締役 〇〇〇〇、承継者 同上でございます。土地の表示、事業計画理由等については、記載のとおりです。

続きまして、受理番号6号 許可 平成27年12月22日付、指令農委第55号で農地法第5条の許可を得ております。本案件は、議題4号 受理番号26号の農地転用申請と同時申請であります。当初計画者 住所 米沢市〇〇〇〇 △△△△ 代表取締役 〇〇〇〇、承継者 住所 米沢市〇〇〇〇 〇〇〇〇 △△△△、〇〇〇〇両人です。土地の表示、事業計画理由等については、記載のとおりです。

以上、よろしくお願いいたします。

議長 ただいまの受理番号5号から6号までについて、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号5号から6号までについては、変更することを条件に承認することに異議ありませんか。

全委員  
議長

異議なし。  
異議がないので、受理番号5号から6号までについては、変更することを条件に承認することに決定いたしました。

次に、議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。

それでは、受理番号20号から32号を上程いたします。

議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

渡部主事  
議長  
渡部主事

(挙手)

渡部主事。

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による売買または賃貸借等による農地の転用申請について、受理番号20号から32号の計13件で、田8筆 3, 821.00㎡、畑13筆 4, 531.00㎡、合計21筆 8, 352.00㎡です。

受理番号20号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは1種農地で、既存施設の拡張です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは2種農地で、中山間地の少集団の農地です。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△ △△△△ 理事 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は高齢者向け共同住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号25号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号26号 渡人 ○○○○ ○○○○、受人 △△△△、△△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは1種農地で、集落接続です。

受理番号27号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ △△△△、土地の表

示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は建売分譲（4棟）です。こちらは1種農地で、集落接続です。

受理番号28号 渡人 ○○○○、受人 △△△△ △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地分譲（3区画）です。こちらは3種農地で、都市計画法の用途地域内です。

受理番号29号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は雪捨て場、車庫の建設です。こちらは2種農地で、中山間地の小集団の農地です。

受理番号30号 貸人 ○○○○、○○○○、借人 △△△△ センター長 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は仮設資材置き場及び仮設現場事務所建設です。こちらは1種農地で、一時転用（期間二ヶ月）です。

受理番号31号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は宅地拡張です。こちらは1種農地で、集落接続です。

受理番号32号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の表示と地積につきましては記載のとおりです。転用事由は一般住宅の建設です。こちらは1種農地で、集落接続です。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長

この件について調査された委員は、調査結果について説明してください。  
では、20号お願いいたします。

1 1 番

(上村貞義委員 挙手)

議 長

上村委員。

1 1 番

11番 上村です。

20号は、寒河江一紀委員の担当です。先日の農事相談の折、寒河江委員より報告がありました。行政書士さんに聞き取りを行った結果、あと現地調査を行った結果、問題なしというような報告を受けています。

25号、これ私の案件なんですが、添付の地図をごらんください。25番ですね。○○○○に向かう県道沿いの土地からちょっと入ったところであります。申請人の△△さんのお話、あと現地のほうをよく確認してきました結果、申請地に△△さんの住宅を建設したいということの理由でありました。事前着工等もないので、よろしくお願いいたいと思います。

議 長

21号。

1 5 番

(伊藤精司委員 挙手)

議 長

伊藤委員。

1 5 番

15番 伊藤です。

21号を説明いたします。この21号は、山王堂委員の調査区域でございます。1種農地であります。既存施設の拡張ということで、面積的に今までの面積の半分以下だと大丈夫だとかというような、そういった要件のほうを満たしておるということで、問題ないというようなことでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長  
7 番  
議 長  
7 番

22号お願ひします。  
(中根友裕委員 挙手)

中根委員。

7番 中根です。受理番号22号をご説明申し上げます。

7月2日の日、貸人の〇〇〇〇さんとお会ひをいたしまして、現地も確認したところ、事前着工等はありませんでした。問題ないと思われまひます。よろしくお願ひします。

議 長  
8 番  
議 長  
8 番

23号。  
(高橋信夫委員 挙手)

高橋委員。

8番 高橋です。

23号、24号、28号についてご説明申し上げます。

まず、23号ですが、場所は〇〇地内で、△△△△の東側に位置してあります。7月2日に申請人の〇〇さんにお会ひしてお話を伺ってきました。この土地を息子さんが父親所有の申請地を借り受け、住宅を建設したいということです。事前着工等はありません。問題ないと思われまひます。

続きまして、24号ですが、こちらは、〇〇地内、△△△△の南側に位置してあります。7月2日に代理人の〇〇さんに電話でお話をお聞きしてあります。この土地の北側にも△△△△、また、高齢者向けの住宅を〇〇〇〇が経営してありますが、この借人の〇〇〇〇がこの土地の北側にも△△さんから借り受け、高齢者向け共同住宅を建設したいということです。事前着工等はありません。問題ないと思われまひます。

続きまして、28号です。こちらは角屋委員の案件で、農事相談の折、報告を受けてあります。この場所は〇〇地内、△△△△の南側に位置してあります。角屋さんが7月3日に行政書士〇〇さんから電話で確認をとっております。受人の△△△△がこの土地を買い取り、宅地分譲したいということです。事前着工等はないということです。問題ないと思われまひます。よろしくお願ひします。

議 長  
1 6 番  
議 長

26号。  
(高橋秀治委員 挙手)  
高橋委員。

1 6 番

1 6 番 高橋です。

2 6 号について説明します。

この案件は、先ほど議第3号の事業変更計画についての関連する案件です。この場所、当初、〇〇〇〇さんが建売住宅で盛り土まで完了した場所になります。△△さんが建売住宅ではなくて自分で設計したうちを購入したいということで、両親が住む〇〇地区内にいろいろ探した結果、なかなかいい場所がなくてこちらを承継して一般住宅を建てたいというお話を聞いてきました。よろしくお願ひします。

議 長  
3 番  
議 長  
3 番

2 7 号。

(佐藤健一委員 挙手)

佐藤委員。

3 番 佐藤です。

2 7 号と 3 1 号をご説明申し上げます。

2 7 号については、〇〇〇〇が宅地分譲をしたいというようなことで、地図を見ていただくと、見たりしたわけでありすけれども、1 3 号線のちょうど道路挟んで西側で、△△さんの住宅地のちょうど裏側、西側に当たる場所です。特に田んぼと畑でありますけれども、田んぼについては用水路がない田んぼになっておりまして、実質耕作、今までできなかったようであります。それから、畑についても、〇〇さんが高齢化になってきているために、耕作していないというような形でおった畑であります。このたび大東不動産が4軒の宅地分譲をしたいというようなことでの申請で、特に問題ない場所でないかというふうに思われます。

それから、3 1 号でありますけれども、〇〇〇〇さんの宅地、自宅の西側に今言った分譲地を造成するというところで、宅地の西側が狭くなっているということで、その斜線、そこが場所でありますけれども、△△さんから〇〇さんがこの部分を譲り受けるというようなことでの申請であります。先ほど3条での田んぼの売買の申請上がったわけでありすけれども、ここの〇〇〇〇さんの土地がなくなるということで、△△△△さんの田んぼを譲り受けて面積をある程度確保していこうというふうなことであります。特に問題ないかと思われますので、よろしくお願ひします。

議 長  
1 0 番  
議 長  
1 0 番

2 9 号お願ひいたします。

(佐久間英之委員 挙手)

佐久間委員。

1 0 番 佐久間です。

先日、受人であります〇〇さんにお話しを聞いてまいりました。〇〇〇〇さんがこれから車庫を建てるというようなことで、その車庫の屋根からの落

雪する場所をというようなことでありまして、現地の確認をしてみいました。事前着工はありません。問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長  
6 番  
議 長  
6 番

30号。  
(長谷部秀昭委員 挙手)

長谷部委員。  
6番 長谷部です。

30号を説明をいたします。

場所は〇〇地内になります。〇〇〇〇の鉄塔の建設するための資材置き場ということで、転作で牧草植わっていたわけですけども、問題はありません。事前着工等もありませんでした。2カ月間の一時転用ということになります。よろしくお願いいたします。

議 長  
9 番  
議 長  
9 番

32号。  
(鈴木委員 挙手)

鈴木委員。

32号につきまして報告させていただきます。

この案件につきましては、遠藤委員の調査された内容でございますが、地図のほうをごらんになっていただきまして、この場所は〇〇の右上のほうに、上のほうに信号機があるところがございます、その南側、△△△△になっておりますが、空欄になっておるところが〇〇の倉庫、米倉庫でございます。さらに、南の部分の斜線のところに住宅地を建てたいというようなことでございますが、〇〇さんという方は△△△△さんの娘さんの旦那でございまして、今まで同居しておられましたが、今度独立し、この場所に住居を構えたいというようなことの申請でございまして、事前着工もなく異常ないと判断されるそうでございますので、ご報告申し上げます。以上でございます。

議 長

ただいまの受理番号20号から32号について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員  
議 長

なし。

ないので、受理番号20号から32号について、許可することに異議ありませんか。

全 委 員  
議 長

異議なし。

異議がないので、受理番号20号から32号について、許可することに決定いたしました。

次に、議第5号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

1 6 番  
議 長  
1 6 番

(高橋秀治委員 挙手)

高橋委員。

私に関する案件がありますので退席をよろしくお願いします。

(高橋秀治委員 退室)

議 長

それでは、受理番号14号と16号、21号から27号までを上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査

(挙手)

議 長

仁科主査。

仁科主査

議第5号 農用地利用集積計画につきまして、受理番号14号、16号、21号から27号につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。

受理番号14号、16号、21号から27号の計9件でございます。相対による新規の賃貸借権設定1件、再設定が8件でございます。

土地等の詳細につきましては記載のとおりでございます。

この9件の筆数、地積につきましては、田のみ63筆 107,458㎡、よって合計も同様でございます。

受理番号14号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による新規の賃貸借権の設定です。

受理番号16号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号21号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号22号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号23号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号24号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号25号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号26号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

受理番号27号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による賃貸借の再設定です。

こちらの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全 委 員

なし。

議 長 ないので、受理番号14号と16号、21号から27号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全 委 員 異議なし。

議 長 異議がないので、受理番号14号と16号、21号から27号までについて、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。  
(高橋秀治委員 入室)

議 長 それでは、受理番号14号と16号を除く受理番号1号から20号を上程いたします。議案の内容について、事務局の説明をお願いします。

仁科主査 (挙手)

議 長 仁科主査。

仁科主査 それでは、受理番号1号から13号、15号及び17号から20号につきまして、農業経営基盤促進法第18条第1項の規定により委員会に付議いたします。  
受理番号1号から13号、15号及び17号から20号の計18件でございます。  
相対による所有権移転売買1件、農協仲介による再設定が12件、相対による新規賃貸借権1件、再設定が4件でございます。  
こちらの筆数、地積につきましては、田のみ97筆 94, 331㎡、よって合計も同一でございます。  
受理番号1号 渡人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による売買です。  
受理番号2号 貸人 ○○○○、受人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。  
受理番号3号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。  
受理番号4号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。  
受理番号5号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。  
受理番号6号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。  
受理番号7号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。  
受理番号8号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。  
受理番号9号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による賃貸借権の再設定です。

ては記載のとおりです。本件は農協仲介による貸貸借権の再設定です。

受理番号10号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による貸貸借権の再設定です。

受理番号11号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による貸貸借権の再設定です。

受理番号12号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による貸貸借権の再設定です。

受理番号13号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は農協仲介による貸貸借権の再設定です。

受理番号15号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による貸貸借権の再設定です。

受理番号17号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による貸貸借権の再設定です。

受理番号18号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による貸貸借権の再設定です。

受理番号19号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による貸貸借権の再設定です。

受理番号20号 貸人 ○○○○、借人 △△△△、土地の詳細につきましては記載のとおりです。本件は相対による貸貸借権の再設定です。

各案件とも農業経営基盤強化促進法第18第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいまの説明について、意見並びに質問ありませんか。ありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、受理番号14号と16号を除く受理番号1号から20号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないので、受理番号14号と16号を除く受理番号1号から20号について、議案書のとおり米沢市が計画書を作成することに決定いたしました。

以上で本日提案いたしました議案について全て審議終了しましたが、ほかに何かありませんか。

全委員 なし。

議長 ないので、第36回農地部会を閉会いたします。

閉会 午前10時08分



以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを認め、ここに署名する。

平成29年7月11日（火）

米沢市農業委員会

農地部会長

-----

議事録署名委員

-----

議事録署名委員

-----